

職員募集のお知らせ

大阪税関では、障害者雇用の一環として障害者を対象とした職員（係員級）の募集を行います。募集内容は下記の通りです。

募集人数 1名

仕事内容

採用後、当初は、主に次の業務に従事していただくことを想定しています。

- ・パソコン（エクセル・ワード等）を用いた作業
- ・書類の対査、整理・保管
- ・その他庶務事務

※なお、担当していただく具体的な業務内容や、実際に仕事をしていただく際に希望する配慮措置については、双方で話し合いを行いながら、障害の特性や職場の状況に応じて決めていきます。

※また、本人の希望や人事評価の結果に基づく能力・適性等、勤務状況に応じて、様々な職務、勤務場所に異動していただくことがあります。

応募資格

次の要件（１）及び（２）を満たす者

（１）次に掲げる手帳等の交付を受けている者

※下記の手帳等は受験申込日及び受験日当日において有効であることが必要です。

ア ① 身体障害者手帳

② 身体障害者福祉法第15条の規定により都道府県知事の定める医師が、当該都道府県において同条の申請に用いられる様式により作成した、障害の種類及び程度並びに障害者の雇用の促進等に関する法律別表に掲げる障害に該当する旨が記載された診断書・意見書

③産業医又は人事院規則10—4第9条等に規定する健康管理医による②に準じる診断書・意見書（心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫又は肝臓の機能の障害に係るものを除く。）

イ 都道府県知事若しくは政令指定都市市長が交付する療育手帳等又は児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医若しくは地域障害者職業センターによる知的障害者であることの判定書

ウ 精神障害者保健福祉手帳

（２）1962（昭和37）年4月2日から2004（平成16）年4月1日までに生まれた者
ただし、次のいずれかに該当する者は応募できません。

ア 日本の国籍を有しない者

イ 国家公務員法第38条の規定により国家公務員となることができない者

① 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその刑の執行猶予の期間中の者その他その執行を受けることがなくなるまでの者

② 一般職の国家公務員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者

③ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

ウ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）

勤務条件

- (1) 採用予定官職
係員相当の官職（行政職俸給表（一）1級）
- (2) 勤務地
大阪税関管内
- (3) 採用予定日
令和4年6月1日（予定）
- (4) 給与等
一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）等に基づき、俸給及び諸手当を支給します。
初任給は、職務経験その他の経歴に応じて決定します。
各種手当として、地域手当、通勤手当（月55,000円まで）、扶養手当、住居手当、期末・勤勉手当（年2回（6月、12月））、実績に応じて超過勤務手当があります。
- (5) 勤務日・勤務時間
原則として以下のとおりとなります。
 - (1) 勤務日：月～金曜日（祝日及び年末年始（12/29～1/3）を除く）
 - (2) 勤務時間：1日7時間45分
 - (3) 休憩時間：12：15～13：00※フレックスタイム制度があります。
※将来的には当直勤務や変則日勤勤務の職場に配属される場合があります。
- (6) 休暇・休業
有給の年次休暇があります。（在職期間に応じて年間最大20日付与、一定限度で翌年繰越可）
その他、事由に応じた有給・無給の各種休暇・休業制度があります。

服務規律等

国家公務員として業務に従事するため職務遂行に当たっては国家公務員法等に定める義務等（服務根本基準、法令及び上司の命令に従う義務、争議行為等の禁止、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限、兼業制限及び再就職規制等）を遵守。

応募方法等

次の応募書類各1通を下記問い合わせ先まで郵送により提出してください。

- (1) 履歴書
市販の履歴書に写真を貼付し、学歴、職歴、資格、志望動機等必要事項を詳細に記載してください。
※業務遂行上必要な配慮等の確認のため、障害の状況や必要な配慮事項等を可能な範囲で記載してください。
※支援機関を利用している方は、支援機関の名称・支援者の分かる内容を記載してください。
- (2) 職務経歴書
これまでの職歴を主な担当業務の内容とともに時系列で記載してください。
就労移行支援施設や特別支援学校などでの訓練や実習の経験がある場合は、その内容も記載してください。
- (3) 課題作文
テーマ：大阪税関でどのように活躍したいか。
職務経験のある方は、その内容を踏まえて記載してください。
様式：400字～1,000字程度、A4版縦長用紙・横書
※ご提出いただいた応募書類は返却いたしませんので、あらかじめご了承ください。

応募期限

令和4年4月15日（金）必着

選考方法等

- (1) 第1次選考
経歴評定及び作文審査
- (2) 第2次選考
面接試験
※第2次選考の日時、場所等は、第1次選考通過者に個別に連絡します。
※支援機関を利用している方は、面接時に支援者の同席が可能です。
- (3) 試験地
第2次選考は大阪税関本関（住所：大阪府大阪市港区築港4丁目10番3号 大阪港湾合同庁舎）
で実施します。

個人情報の取り扱い

採用に関して知り得た個人情報については、採用活動を目的に利用するものとし、その管理は「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」等に基づき、適切に行います。

問い合わせ先

〒552-0021 大阪市港区築港4丁目10番3号
大阪税関総務部人事課 人事第1係
電話番号 06-6573-8809
E-mail osaka-jinjil@customs.go.jp